

建設部

建設委員会 【所管関係資料】

9月9日提出

令和6年第2回定例会（9月議会）
建設部 提出資料

令和6年9月9日
建設部

建設委員会

【所管関係】

○ 都 市 計 画 課	盛土等規制区域指定事業について	・・・ 3
○ 下水道マネジメント 推 進 課	行政改革の取組方針（令和4～7年度）の令和5年度の評価について	・・・ 5
○ 港 湾 空 港 課	クルーズ列車の運行に係る課題と今後の対応について	・・・ 9

1 概要

- 盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）が、令和5年5月に施行。
- 県では、昨年度から盛土規制法に基づく基礎調査を実施しており、令和7年度の規制区域指定に向けて作業を進めている。

2 規制区域

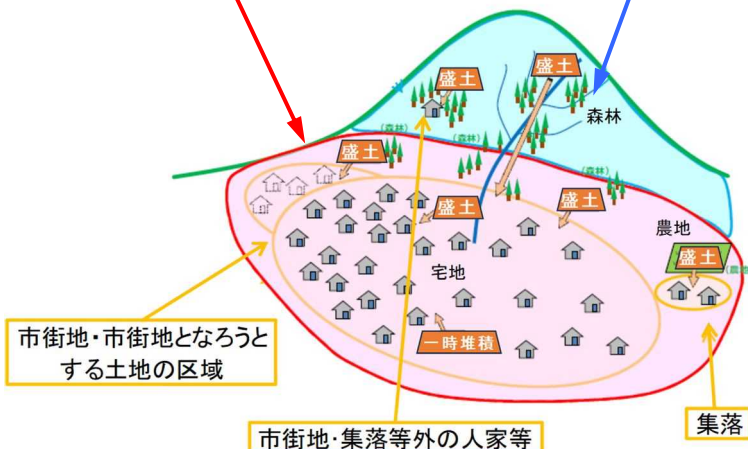
- 盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定。

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

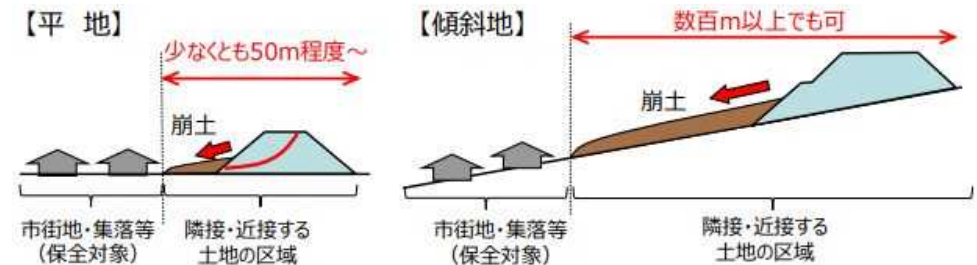
特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等



(1) 宅地造成等工事規制区域

- 都市計画区域
- 集落の区域
- その他関係地方公共団体の長が必要と認める区域
- 上記の区域に隣接・近接する区域



(2) 特定盛土等規制区域

- 盛土等の崩落により流出した土砂が、土石流となって溪流等を流下し、保全対象の存する土地の区域に到達することが想定される溪流等の上流域
- 盛土等の崩落により隣接・近接する保全対象の存する土地の区域に土砂の流出が想定される区域 等

【保全対象】市街地・集落等のほか、人が居住し又は活動を日常的に行う蓋然性の高い人家や施設等の存する土地など（商業施設、工場、公園・運動場、山小屋、農地、採草放牧地、森林、道路、鉄道等）

3 今後のスケジュール

- 11月まで 基礎調査のまとめ
- 12月 関係市町村長へ基礎調査結果の通知
- 12～1月 基礎調査結果（規制区域案）の公表
- 1～2月 関係市町村長への意見聴取
- 令和7年度 規制区域の指定（公示）

【参考】許可対象となる盛土等

赤文字 宅地造成等工事規制区域

青文字 特定盛土等規制区域

＜土地の形質の変更(盛土・切土)＞

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

＜一時的な土石の堆積＞

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

●道路、公園、河川等の公共施設内で行われる盛土等については、盛土規制法の規制対象外。

また、例えば、以下のような場合（災害の発生のおそれがないと認められる工事等）は、許可手続き不要。

- ・採石法、砂利採取法等の認可による工事、土地改良法に規定する土地改良事業、森林の施業を実施するための作業路網の整備工事
- ・国、地方公共団体等が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
- ・土石の堆積を行う土地の面積が 300 ㎡を超えないもの
- ・工事の施行に付随して行われるものであって、工事の現場又はその付近における土石の堆積

総務部
企画振興部
観光文化スポーツ部
建設部
出入納局

行政改革の取組方針（令和４～７年度）の令和５年度の評価について

行政改革の取組方針（令和４～７年度）の令和５年度の評価について

１ 令和５年度の評価結果

取組方針に掲げる各取組（全 20 項目）について評価を行った結果、A評価 15 項目（75%）、B評価 3 項目（15%）、C評価 2 項目（10%）。

（評価の内訳）

改革の柱・取組名	項目数	令和5年度評価結果		
		A	B	C
Ⅰ 県民の利便性の向上と効率的な業務の推進				
1 県民の利便性の向上	6	5	0	1
2 効果的・効率的な業務の遂行	6	4	1	1
Ⅱ 官民対話の更なる促進				
1 官民による双方向対話の促進	4	2	2	0
2 県有施設の整備等に係る公民連携手法の導入推進	4	4	0	0
計	20	15	3	2

（参考）令和４年度評価結果	20	13	5	2
---------------	----	----	---	---

【評価方法】各所管課において、取組の実施状況及び目標に対する実績を踏まえ評価を実施

【評価結果】A：概ね順調 B：一部改善の余地あり C：要改善

２ 外部有識者からの意見聴取

取組の着実な推進を図るため、次の観点から選定した３つの取組について、外部有識者から意見を聴取。

【選定の観点】

- 1 重点的に推進する必要があるもの
- 2 県民の関心が高いと思われるもの
- 3 目標達成に向けて改善が必要であるもの（評価が低いもの）

＜各取組に対する主な意見＞

①	I 1 各種申請手続における手数料等をキャッシュレス納付できる仕組みの構築	評価	C
---	---------------------------------------	----	---

- ・ 令和５年度は２公所にキャッシュレス機器を導入しているがいずれも施設利用者の年齢層が高いように思う。まずは県民に使ってもらえるように、そしてわかりやすさにも配慮しながら取組を推進していくのがよいのではないかと。

②	II 1 広報媒体の特性を生かしたメディアミックスによる情報発信	評価	B
---	----------------------------------	----	---

- ・ 県公式LINEの友だち登録者数の伸びが好調とのことから、今後情報発信のみならずアンケートなどの情報収集でも活用してみてもどうか。LINEであれば高い回答率が見込め、分析にも役立つと思う。

③	II 1 審議会等委員への多様な人材登用	評価	B
---	----------------------	----	---

- ・ 可能であれば若い世代も参加した方がよいと思う。そのために、大学の中でも公務員志望や行政に関心のある学生が多いと思われる学部等に周知するなど、情報の発信先を工夫してみてもどうか。

３ 今後の対応

- ・ ウェブサイト（美の国あきたネット）で評価結果を公表（行政経営課）
- ・ 評価結果や意見、取組の進展等を踏まえ、取組の内容及び目標数値を見直し（各所管課）

「行政改革の取組方針（令和４～７年度）」の令和５年度の評価結果一覧

(参考)

改革の柱	取組項目	取組名	目標				担当課	評価結果	R4 評価結果
		取組内容		(参考)策定時の状況	最終目標等				
Ⅰ 県民の利便性の向上と効率的な業務の推進	1 県民の利便性の向上	(1) D×推進等の前提となる各種手続の見直し・簡素化							
		① 押印・書面・対面規制などの申請・審査方法の見直し	書面・対面による手続の見直し割合 (見直し手続数/法令等による存続を除く手続数)	書面：59.6% 対面：54.5%	書面・対面ともに100%	行政経営課	A	A	
		② 県の事務における県税に係る納税証明書の添付省略化等	納税証明書の添付等省略事務の割合（法律要件等を除く）	—	50%	税務課	A	A	
		(2) 手数料等や県税における多様な支払方法の導入							
		① 各種申請手続における手数料等をキャッシュレス納付できる仕組みの構築	キャッシュレス納付が可能な手数料等の割合	1.5%	100%	会計課	C	C	
		② 納付方法の拡大による県税のキャッシュレス納付の推進	新たなキャッシュレス手法による納付件数	—	27,900件 (自動車税) (個人事業税) (不動産取得税)	税務課	A	A	
		(3) 公共施設におけるサービス改善の推進							
		① 指定管理者制度における公募要件の柔軟化等による効果的・効率的な運営の推進	外部モニタリングを実施した指定管理施設数（累計）	0施設	64施設	行政経営課	A	A	
		② 指定管理施設の運営手法に関するサウンディングの実施	サウンディングを実施した指定管理施設数（累計）	0施設	21施設	行政経営課	A	A	
	2 効果的・効率的な業務の遂行	(1) 業務改善の推進							
		① 事務処理マニュアルの改訂による業務の進め方・手法の見直し	新たな事務処理マニュアルによる業務の見直し件数 (R4～7年度累計)	—	600件 (1班1見直し)	行政経営課	A	B	
		② 事務ミス防止に向けた内部統制機能向上の検討推進	重大不備事案の発生件数（毎年度0件を目指す）	1件 ※R2年度実績	毎年度0件	行政経営課	C	C	
		(2) 多様な行政ニーズに的確に対応するための体制整備							
		① 職員の専門性の向上や幅広い視野を得るための長期的視点に立った人事配置と研修の実施	成長を実感している職員の割合	66.3%	75.0%	人事課	B	B	
		② 多様な人材が活躍できる職場づくり	職場に「働きやすさ」や「働きがい」を感じている職員の割合	65.2%	75.0%	人事課	A	B	
		(3) 県・市町村間の協働の推進							
		① 秋田県・市町村協働政策会議等の運営	県・市町村協働政策会議等の開催回数（R4～7年度累計）	5回	16回	市町村課	A	A	
		② 生活排水処理事業における県・市町村連携の推進	生活排水処理施設の流域下水道への接続処理区数（累計）	16処理区 ※R2年度実績	29処理区	下水道マネジメント推進課	A	A	

「行政改革の取組方針（令和４～７年度）」の令和５年度の評価結果一覧

(参考)

改革の柱	取組項目	取組名	目標			担当課	評価結果	R4 評価結果
		取組内容						
Ⅱ 官民対話の更なる促進	官民による双方向対話の促進	(1) 幅広い世代に伝わる広報の推進						
		① 広報媒体の特性を生かしたメディアミックスによる情報発信	県民意識調査における「広報活動の現状評価」※注１	65.1%	70.0%	広報広聴課	B	A
		② 利用者の視点によるウェブサイト・SNS等の点検・評価	ア 県民意識調査における「県が発信する情報の取得方法」※注２ イ 県が管理・運営するウェブサイトの平均アクセス数	ア 22.5% イ 119,250 ※R2年度実績	ア 25.0% イ 127,000	広報広聴課	A	B
		(2) 県民や民間団体等との対話の促進						
		① 施策・事業の推進に向けた関係団体等との情報交換の充実	官民対話の実施回数	38回	160回	行政経営課	A	A
		② 審議会等委員への多様な人材の登用	審議会等における公募委員数	41人	60人	行政経営課	B	B
	公県民有連携施設の整備の備導等入に推係進る	(1) 公民連携地域プラットフォームによる官民ネットワークの形成						
		① 公民連携手法導入に向けた官民双方の意識の醸成	プラットフォーム参加者のPPP／PFIに対する理解の割合	38.8%	80.0%	行政経営課	A	A
		② 施設整備等の構想段階におけるサウンディングの実施支援	サウンディングの実施団体（行政）及びサウンディング参加企業等における満足度	—	80.0%	行政経営課	A	A
		(2) 新規・更新公共施設等への公民連携手法の導入推進						
		① 優先的検討方針に基づくPPP／PFI手法の導入検討の着実な実施	サウンディングの実施施設数（R4～7年度累計）	4施設	16施設	行政経営課	A	A
		② 新県立体育館の整備に向けた公民連携手法の導入検討	検討の着実な推進（R5年度中に公民連携手法導入の適否を判断する）	—	R5年度中に適否を判断	スポーツ振興課	A	A

※注１ 「十分行われている」及び「ある程度行われている」の割合

※注２ 「県のウェブサイト（「美の国あきたネット」等）」及び「ソーシャルメディア（ブログ、ツイッター、フェイスブック、動画サイト等）」の割合

1 概要

- ・クルーズ船寄港時における、秋田市中心市街地までの輸送手段の確保を目的に、平成29年度より、県、秋田市及びJR東日本秋田支社が連携し、秋田港駅から秋田駅までの間でクルーズ列車を運行している。
- ・このうち、JR貨物が鉄道施設を所有する秋田港駅から土崎駅までの奥羽線（土崎・秋田港）においては、令和3年3月に、経営的な判断により貨物輸送が終了した。
- ・JR貨物は、令和8年3月までは鉄道施設を維持することとし、クルーズ列車の運行に協力を表明している。
- ・令和8年4月以降のクルーズ列車の運行継続又は廃止について、方針決定が必要となっている。

2 クルーズ列車の運行等

(1) 運行

- ・日本籍船及び乗客数が概ね2千人以上の外国籍船が寄港する場合に運行
- ・令和6年は、16回の運行を予定

(2) 利用実績（往復の利用状況）

年	運行日数	運行本数	延べ乗車人数
平成29年	4	10	417
平成30年	12	91	4,813
令和元年	15	110	4,589
令和4年	3	15	246
令和5年	14	87	10,025
令和6年（※）	7	48	5,127

※8月末現在

3 課題

(1) 運行を継続する場合

- ・費用負担を含む運行実施体制の検討
 - ①鉄道施設等の取得や設備更新等、初期投資に係る費用（約8億円）
 - ②鉄道施設の保守点検等、年間の維持管理に係る費用（約7千万円／年）
 - ③鉄道施設の全面的な更新又は撤去に係る将来的な費用

(2) 運行を廃止する場合

- ・クルーズ列車に代わる輸送手段の確保

4 今後の対応方針

- ・あきたクルーズ振興協議会等の受入関係者、クルーズ船社及びランドオペレーター（※）に対して現状の課題を説明
- ・意見等を聴き取りの上、県、秋田市及びJR東日本秋田支社の三者が協議を行い、総合的に判断

※ランドオペレーター

クルーズ船社等からの依頼を受けて、移動手段、食事及びガイド等を予約・手配する専門会社

【参考資料】クルーズ列車 全体図

